

議案第10号

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部改正について

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い必要があるからである。

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
)

第1条 東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成
26年東郷町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第2条 東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例(平成26年東郷町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改
め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2
号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第
19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号
」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条
第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1
号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に
改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、
同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4
号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同
条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1

項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(東郷町児童発達支援事業所設置条例の一部改正)

第3条 東郷町児童発達支援事業所設置条例（平成27年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法、学校教育法の一部改正等に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) こども家庭庁の設置に伴う所管の変更のため、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に変更すること。（第1条、第2条及び第3条関係）
- (2) 子ども・子育て支援法及び学校教育法の引用条項を整備すること。（第2条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。